

## 伊勢市国民保護計画（素案）に対する意見について

## 1 パブリックコメントの概要

- (1) 募 集 方 法 : 伊勢市国民保護計画(素案)、伊勢市国民保護計画(素案)概要の市HPへの掲載及び下記閲覧場所にて、伊勢市国民保護計画(素案)の閲覧、伊勢市国民保護計画(素案)概要の配布

## 【閲覧場所】

伊勢市まちづくり推進部防災防犯課  
 各総合支所地域振興課  
 各支所  
 市役所本庁舎1階市民ホール  
 伊勢市立伊勢図書館、伊勢市立小俣図書館  
 生涯学習センターいせトピア  
 二見生涯学習センター

- (2) 意見の募集期間：平成18年10月11日(水)から10月31日(火)まで

- (3) 意見募集の結果：意見数26件（内訳／FAX1件、電子メール25件）

## (4) 主な意見とその対応

パブリックコメントで市民から寄せられた主な意見は次のとおり。

個別意見については別紙を参照。

| NO. | 意見内容  | 回 答   |
|-----|---|---|
| 1   | <p><u>避難時の対応策について（意見数：11）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 集団で避難する場合、どこへ、どのように子供たちを安全に避難させるのか、その基本的な対応策を提示してもらいたい。<br/>〔第2編 第2章 1(5) 学校及び事業所との連携〕</li> <li>・ 避難実施要領に沿って、自治会、学校、事業所等を単位とした避難誘導を行うとあるが、具体的に学校教職員が担う役割がよく分からない。<br/>〔第3編 第4章 第2 3(1) 市長による避難住民の誘導〕</li> <li>・ 2年前の洪水被害の教訓を生かした避難住民の誘導を図ってほしい。</li> </ul> | <p>学校及び大規模な事業所の避難への対応策は、国民保護計画策定後に作成する、避難の誘導方法、市の体制、地域特性などを盛り込んだ避難マニュアルの中で検討する予定です。</p> <p>学校教職員の役割は、国民保護計画策定後に作成する「避難マニュアル」において検討する予定です。</p> |

| NO. | 意見内容   | 回 答   |
|-----|--|---|
| 2   | <p><b>災害時要援護者への対応について（意見数：3）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・危機に瀕した時、最初に被害を受ける社会的弱者(老人・障害者・子ども)に対する一層の配慮をお願いしたい。</li> <li>・弱者を大切にする視点(対処法)を、計画の中の大きな柱にしてもらいたい。</li> <li>・市内の養護施設や在宅支援施設、在宅介護者の情報をきちんとつかみ、緊急時どのような保護ができるのか考えてもらいたい。</li> </ul>  | <p>高齢者、障害者等への配慮は、特に留意すべき事項として、国民保護措置に関する基本方針で定めていますが、一層の配慮に努めます。</p> <p>なお、現在、市では庁内関係各課が連携して自然災害時における要援護者避難対策を検討しているところであり、この避難対策に準じて要援護者に対する国民保護措置を講じます。</p>   |
| 3   | <p><b>避難所の運営について（意見数：2）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・混乱を避けるため、学校が避難所として使用された場合のマニュアルや使用法などを作成してほしい。</li> <li>・2年前の洪水被害の教訓を生かして施設面や食事などの充実を図り、避難生活が健康を蝕むことがないようにお願いしたい。</li> </ul>   | <p>有事に際して誰がどんな状況で避難所に避難してきても円滑に避難所の開設運営が行えるよう、今後、避難所運営マニュアルの作成を予定しています。</p> <p>また、避難所においては、避難者の健康管理を適切に対処できるよう努めます。</p>   |
| 4   | <p><b>教育部の役割についての意見（意見数：9）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育部において、「学用品の給与・児童生徒の避難等の支援・被災児童生徒の教育等の記載」を明確にし、窓口となるようにしてもらいたい。<br/><i>〔第3編 第2章 1(3)市対策本部の組織構成及び機能〕</i></li> <li>・教育部の事務又は業務のところに「児童生徒の避難等の支援」の記載がない。児童生徒の避難など、人命最優先の保護行動をお願いしたい。<br/><i>〔第3編 第2章 1(3)市対策本部の組織構成及び機能 表3-1〕</i></li> <li>・学習機会の確保、教科書の供給のあとに、「学用品の供給」を明記してほしい。<br/><i>〔第3編 第10章 2(1)被災児童生徒等に対する教育〕</i></li> </ul> | <p>表3-1 教育部の事務又は業務の項目に、次の3項目を追記します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学用品の給与に関すること</li> <li>・公立小中学校における児童生徒の避難等に関すること</li> <li>・被災児童生徒等に対する教育に関すること</li> </ul>  |
| 5   | <p><b>損失補償等について（意見数：2）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・項目に「実費弁償」がなかったり、「損失補償」の項目の「救済内容」に「車両等の破損」「医療の実施の要請等によるもの」が掲載されていないのはなぜか。<br/><i>〔第2編 第1章 第1 4(1)国民の権利利益の迅速な救済〕</i></li> </ul>   | <p>損失補償の項目の中に「車両等の破損措置に関する」と記されているのは、法第155条第2項において準用する災害対策基本法第76条の3第2項後段に記載されている都道府県公安委員会・自衛官が緊急通行車両の通行確保のために行った措置に対しての内容となっておりますので、市の計画には記載しておりません。</p> <p>実費弁償、損害補償の項目の中の医療の実施の要請等に関することも、法第85条第1項、第2項に記載されている都道府県知事が行うことに関してなので、市の計画には記載しておりません。</p> |

## 2 各課への意見照会

### (1) 意見とその対応

各課から寄せられた意見は次のとおり。[ ]内は中間案での該当ページを示す。

| NO. | 意見内容   | 対 応                                      |
|-----|--|--|
| 1   | <p><b>応急公用負担について [P.77]</b></p> <p>国民保護法第 113 条には、武力攻撃災害の拡大防止のために必要な限度において、他人の土地、建物等の使用若しくは収用することができる」とあるが、義務規定ではないので、あえて市民の基本的人権に関することを記すべきではないのではないか。</p> <p><i>〔第3編 第7章 第2 3(2) 応急公用負担〕</i></p>   | <p>法に規定されている内容なので、計画に記述は必要と考え、記載します。</p> |
| 2   | <p><b>産業部の事務又は業務について [P.47]</b></p> <p>「農林産物及び林業施設の被害応急対策に関すること」とあるが、農業水産業施設への対応も必要と考えるため、「農林水産物及び農林水産業施設の被害応急対策に関すること」としてはどうか。</p> <p><i>〔第3編 第2章 1(3) 市対策本部の組織構成及び機能 表3-1〕</i></p>   | <p>修正します。</p>                            |
| 3   | <p><b>安否情報収集様式(死亡住民)について [P.29]</b></p> <p>「死亡の日時、場所及び状況」の欄で、負傷か非該当を選ぶようになっている。</p> <p><i>〔第2編 第1章 第4 3(1) 安否情報の種類及び報告様式 表2-7〕</i></p>   | <p>誤りのため削除します。</p>                       |
| 4   | <p><b>人口に関する記述について [P.9]</b></p> <p>住民基本台帳登録及び外国人登録人口と推計人口を混同した記述になっている。</p> <p><b>【修正案】</b></p> <p>国勢調査による人口は、平成17年10月1日現在で、134,973人(男63,856人、女71,117人)で、三重県総人口1,866,963人の約7%を占めている。</p> <p>平成17年に合併した4市町村の人口は昭和60年をピークに減少している。各市町村別に見ると、旧伊勢市の人口は全人口134,973人のうち97,777人で約7割を占めているものの、昭和55年をピークに減少傾向が続いている。一方、旧御園村は増加傾向で、昭和60年と比較する約17%と増加しており、これは三重県全体の伸び率の2.5倍近くになる。また、旧二見町・旧小俣町においても近年は増加傾向に転じている。</p> <p>年齢別人口構成では、・・・</p> <p><i>〔第1編 第4章 (3) 人口分布〕</i></p> | <p>国勢調査による数字を使用し、修正します。</p>              |

| NO. | 意見内容  | 対 応  |
|-----|---|--|
| 5   | <p><b>用語解説について [ P.13,22,50,65 ]</b><br/> 「通信輻輳」が読めないし、意味もよくわからない。もう少しわかりやすい表現にしてほしい。また、「NBC」にも用語解説を加えてほしい。</p> <p><b>福祉健康部の事務又は業務について [ P.46 ]</b><br/> 避難場所での情報収集・提供は当たり前でしょうが、「安否情報の収集及び提供」が入っていない。<br/> <small>〔第3編 第2章 1(3)市対策本部の組織構成及び機能 表3-1〕</small></p> <p><b>事務の委託元について [ P.64～65 ]</b><br/> 救援に関する各項目で、「事務の委託を受けた場合において…」について、どこから委託を受けるのか不明確である。<br/> <small>〔第3編 第5章 2(1)県への要請等～(3)日本赤十字社との連携、3(1)救援の基準等〕</small></p> <p><b>部署名について [ P.16～17,45～48 ]</b><br/> 「出納部」や「教育部」など存在しない部署があるので、説明をお願いしたい。<br/> <small>〔第2編 第1章 第1 1 市の各部課における平素の業務 表2-1〕<br/> 〔第3編 第2章 1(3)市対策本部の組織構成及び機能 表3-1〕</small></p> <p><b>人口に関する記述について [ P.9 ]</b><br/> 伊勢市と御園村は「旧」がついているのに、小俣町と二見町はないので、統一してほしい。<br/> <small>〔第1編 第4章 (3)人口分布〕</small></p> <p><b>用語について [ P.59 ]</b><br/> 「介護保険制度関係者」を「介護保険サービス事業者」にすべきである。<br/> <small>〔第3編 第4章 第2 3(6)高齢者、障害者等への配慮〕</small></p> | <p>用語解説を追記します。</p> <p>「安否情報の収集及び提供」に関することを追記します。</p> <p>「知事から」を追記します。</p> <p>説明を追記します。</p> <p>修正します。</p> <p>修正します。</p> |